

吹田東部拠点土地区画整理事業に係る環境影響評価 事後監視年次状況報告書（平成 25 年度版）の概要

1 内 容

平成 25 年度（2013 年度）に行われた吹田東部拠点土地区画整理事業について、事後監視計画書（平成 21 年 2 月）に基づいて事業者が実施した大気、騒音、振動に係る現地調査の結果と評価書記載の予測・評価結果との検証を行うとともに、事業者が示した環境保全措置の実施状況を取りまとめている。

本報告書は、本市環境影響評価条例の規定では事業終了後に提出することとなっているが、工事の規模が大きく、工事期間が長期にわたるため、市長意見により毎年提出するよう事業者に指示している。

2 事業者

独立行政法人 都市再生機構 西日本支社

3 報告の概要と所見

（1）大気汚染

工事中の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、全ての地点で評価書の予測値を下回っている。

本市は引き続き、排出ガスの少ない建設機械の使用など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている大気汚染防止措置の確実な履行を求めている。

（2）騒音

建設機械の稼働・工事関連自動車の走行による騒音測定結果は、全ての地点で評価の基準値を下回っている。

本市は引き続き、低騒音型建設機械の使用など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている騒音防止措置の確実な履行を求めている。

（3）振動

建設機械の稼働・工事関連自動車の走行による振動測定結果は、全ての地点で評価の基準値を下回っている。

本市は引き続き、建設機械が一時的に集中して稼働しないよう工事の平準化を図るなど、環境影響評価で事業者が実施することとなっている振動防止措置の確実な履行を求めている。

（4）環境保全措置の実施状況

工事の実施にあたって、排ガス・騒音対策型建設機械の使用、工事関係車両の台数や通行時間帯への配慮など 61 項目、歩道や道路の緑化など 3 項目の環境保全措置についての実施状況又は実施予定を示している。

本市は、環境保全措置の実施内容について、調査結果をもとに検証するとともに、定期的な立入検査などにより、その履行状況を確認している。

4 今後の対応

本市は、事業者に対して、環境保全目標の達成や基準値の厳守を求め、市民にとって良
好な環境が保全されるよう指導していく。